**「亜鉛の排水基準に係る経過措置について（案）」に対する**

**府民意見等の募集結果及び水質部会の見解について**

○　募集内容：別紙のとおり

○　募集期間：平成29年12月15日（金曜日）から平成30年１月15日（月曜日）まで

○　募集方法：電子申請、郵便、ファクシミリ

○　提出意見：１件

　寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する水質部会の考え方は以下のとおりです。

　なお、お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約し、個人や団体を特定又は類推できる情報は削除しました。

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見等の概要 | 水質部会の考え方 |
| 亜鉛めっきの耐食性の向上のために行う六価クロムによる被膜処理において、有害な六価クロムを使用しないようにとのニーズの高まりを受け、代わりに使用せざるを得ないアンモニアの影響で排水処理が困難となるなど、様々な要因で一般排水基準を超過する場合があります。  一般排水基準の達成に向けた今後の対策として、排水処理施設の技術開発の動向を注視し、今まで以上に機器類・維持管理装置の管理徹底を図ると共に汚水発生工程の見直しとチェック体制の強化、担当者の教育等、流出事故の未然防止に努めますので、一般排水基準に代えて暫定排水基準を適用する措置を延長するよう要望します。 | 亜鉛の暫定排水基準が適用される府内事業場の排水実態を確認した結果、一般排水基準の達成率は向上しているものの、排水処理の困難性により直ちに全ての事業場が一般排水基準を継続的に遵守することは困難であることから、経過措置として、引き続き暫定排水基準を適用することが適当であると考えています。  　適用期間については、排水処理等に関する技術開発の動向等を踏まえた適切な検討を行うために必要な期間として、平成30年４月１日からの５年間とすることが適当であると考えています。 |

（別紙）

亜鉛の排水基準に係る経過措置について（案）

１ 目的及び経緯

○ 大阪府では、水質汚濁に係る生活環境項目のうち、亜鉛について、水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例に基づく一般排水基準を直ちに遵守することが技術的に困難な電気めっき業に属する事業場に対し、経過措置として暫定排水基準を定めている。

○ この暫定排水基準は平成30年3月31日をもって適用期限を迎えることから、大阪府環境審議会水質部会では、亜鉛の排水基準に係る経過措置についての諮問を受けた。

○ このため、同部会では、専門的な見地から審議した結果、以下のとおり経過措置の案を作成した。

２ 暫定排水基準が適用される府内事業場の排水実態

○ 暫定排水基準（５mg/L以下）が適用される各事業場において、工程中のめっき液の代替薬品への切替え、使用濃度の低減及びくみ出し量の削減、排水処理施設の更なる維持管理の徹底などにより、現行の経過措置の適用当初に比べて排水中の亜鉛濃度の低減が進み、一般排水基準（２mg/L以下）の達成率は向上している。

○ しかし、電気めっき業に属する事業場の中には、原材料使用量の低減や代替品導入の困難性といった亜鉛を主に扱うことによる特殊性や、以下のような排水処理の困難性が確認される事業場があり、直ちに全ての事業場が一般排水基準を継続的に遵守することは困難であると考えられる。

　　・めっき専業の場合が多く、他の工程からの排水がないため原水中の亜鉛濃度が高い。

　　・めっき液中に含まれるアンモニア等により錯体が形成されやすく、亜鉛の処理を困難に　している。

　　・排水処理施設流入水のpH変動が大きく、pHの適切な管理が難しい。

３ 暫定排水基準

* このため、経過措置として暫定排水基準を適用することが適当である。
* 暫定排水基準値としては、府内事業場の排水実態と水質汚濁防止法の暫定排水基準値（５mg/L）を勘案し、５mg/Lとすることが適当である。

４ 暫定排水基準の適用期間

* 暫定排水基準の適用期間については、これまでの設定状況及び法における経過措置の適用期間（５年間）を考慮し、また、排水処理等に関する技術開発の動向や排水実態を踏まえた適切な検討を行う期間として必要と考えられる平成30年４月１日からの５年間とすることが適当である。